

収集のポイントについて

1. 豊島区におけるごみの回収

集積所の数

合計 23,102 箇所 (令和 5 年度 3 月 1 日現在 ※出前ごみ収集含む)

内訳

- 一般集積所：6,481 箇所
- 戸別集積所箇所：15,765 箇所 (うち大規模集積所 162 箇所)
- 繁華街集積所：478 箇所
- ※出前ごみ収集：378 件 (可燃・不燃ごみを回収)

収集方法

家庭廃棄物

種別			収集方法
燃やすごみ 【可燃ごみ】 (資源を除く。)			豊島区が週 2 回収集する。
金属・陶器・ガラスごみ 【不燃ごみ】 (資源を除く。)			豊島区が月 2 回収集する。
資源 (再利用及び再生利用 を目的として分別して 回収するものをいう。以 下同じ。)	びん・かん・ペット ボトル	びん	豊島区が週 1 回収集する。
		かん	
		ペットボトル	
	紙・布類	新聞	豊島区が週 1 回収集する。
		雑誌	
		段ボール	
		厚紙製の箱	
		包装紙	
		牛乳パック	
	プラスチック	プラスチック製容器包装	豊島区が週 1 回収集する。
製品プラスチック			

資源	拠点回収	小型家電	豊島区が設置した回収拠点から回収する。
		乾電池	
		廃食用油	
		蛍光管	
粗大ごみ (転居廃棄物を除く。)			区民の申請に基づき豊島区が収集する。
転居廃棄物 (転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)			引越荷物運送業者が転居する者から委任を受け、自らが管理する保管倉庫に運搬し、一般廃棄物収集運搬業者が引渡しを受け収集する。

事業系一般廃棄物

種別		収集方法			
燃やすごみ 【可燃ごみ】 (資源を除く。)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週2回収集する。				
金属・陶器・ガラスごみ 【不燃ごみ】 (資源を除く。)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が月2回収集する。				
資源	分別回収	びん・かん・ペットボトル	びん	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週1回収集する。	
			かん		
			ペットボトル		
	紙・布類	分別回収		新聞	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週1回収集する。
				雑誌	
				段ボール	
				厚紙製の箱	
				包装紙	
				牛乳パック	
	プラスチック	分別回収		プラスチック製容器包装	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週1回収集する。
製品プラスチック					
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて豊島区が収集する。				

し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿、浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥等を除く。)	豊島区が収集する。原則として月2回収集する。 ※現状対象無。
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。
事業活動に伴って生じたし尿、し尿混じりのビルピット汚泥	

動物死体

区分	収集方法
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申し込みにより豊島区が収集する。

ごみ収集に関する支援等

(1) 出前ごみ収集（可燃・不燃ごみを回収）

豊島清掃事務所では、高齢者、障害者等の世帯で、自ら集積所までごみを運び出すことができない場合、その地区の収集曜日に合わせて職員が家の玄関先までごみを取りに伺う出前ごみ収集を行っている。

(2) 集団回収支援

集団回収とは、地域の方による自主的な資源リサイクル運動で、町会・自治会等の団体が主体となり、各家庭から出る古紙類・古布等を集めて、決められた曜日・回収場所（黄色い旗・緑の看板がある場所）で回収事業者に引き渡している。区では、集団回収を実践している団体に対して、報奨金の支給及び回覧チラシや回収場所表示旗等の支給の支援を行っている。

(3) 粗大ごみ収集支援

65歳以上の高齢者もしくは障害者のみの世帯で、希望する場合、粗大ごみの運び出しに対応。お手伝いいただける方のいない方に限定して実施している。

(4) 粗大ごみ手数料の減免

生活保護等を受給している方、天災その他大規模災害を受けた方や、火災等の災害を受けた方等を対象として粗大ごみの手数料の減免を行っている。

2. 今後の収集支援等の方向性

一般家庭ごみの有料化

東京 26 市では既に一般家庭ごみの有料化が実施されている。23 区においても豊島区を含め 17 の自治体が区の基本計画に「ごみの有料化」の検討を盛り込み、2019 年度からは東京都と 23 区による資源循環施策に関する検討会の中で議論を進めているが、具体的な動きには至っていない。豊島区においては、2005 年に「家庭ごみ有料化検討プロジェクトチーム」を立ち上げて以降、リサイクル清掃審議会でも議論が行われ、基本計画の中に盛り込まれてきた。今までの審議会の中で、有料化の前提として、戸別収集が行われることが必要だとする議論がなされている。しかしながら戸別収集については、狭い道の多い地域性を考慮すると、豊島区での実施はコスト面等の課題が大きい状況もある。また、23 区では東京二十三区清掃一部事務組合がごみの処理を一任されているため、有料化を実現するには 23 区の総意が必要となる。家庭ごみの有料化については、引き続きの課題として検討していく必要がある。

高齢化社会のごみ対策

2024 年度版高齢社会白書によると、2023 年 10 月 1 日現在の国内総人口 1 億 2435 万人のうち、65 歳以上の人口は 3623 万人を占め、高齢化率はすでに 29.1%に達している。高齢者の中でも、「75 歳以上人口」が「65～74 歳人口」を上回っており、総人口の 16.1%を 75 歳以上の後期高齢者が占めている状況にある。

収集方法等の検討として、今後高齢化に伴い、自力での運び出すことが困難な区民が増えることが想定される。区としては、引き続き「出前ごみ収集」「粗大ごみ収集支援」等の取り組みを継続していく必要がある。

外国人増加への対応

国内で日本人の人口が減少している一方、外国人人口が増加している。総務省統計局が令和 4 年に公表している資料によると、令和 2 年（2020 年）度の国勢調査では、日本人の人口が、2015 年と比べ、178 万 3 千人減少（1.4%減）する一方で、外国人人口は 83 万 5 千人の増加（43.6%増）となっている。日本人は 2010 年から引き続き減少し、減少率も拡大が続いている中、外国人は増加が続いている。総人口に占める外国人の割合は 2015 年の 1.5%から令和 2 年度国勢調査では 2.2%に上昇している。豊島区においても、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、近年の外国人人口は増加傾向にある。

総務省が公表している令和 2 年 8 月の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」の中では、地方公共団体に求められる取組の中で、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」が取り上げられており、家庭ごみ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因するケースが多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオ

リエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する必要があると記載されている。

外国人人口の増加については、ごみ問題にとどまらず、多文化共生施策として、一体で取り組んでいく必要があり、今後多文化共生主管課などと協力して外国人が、適正にごみを排出するための支援の方法を検討していく。